



こんにちは

# すがや郁恵です

菅 谷 い く え

## 区議会だより

子ども文教委員会  
オリ・パラ・観光特別委員会

事務所：大田区大森西5-6-11 Tel. 3768・5844

区議会控え室 Tel. 5744・1477

(自宅：大田区大森東3-9-21)



西5丁目：陥没した場所

### 道路の陥没事故について

12月3日午後、大森西5丁目の道路が突然陥没しました。連絡を受けた大田区、警察、下水道局が対応して、夜中の4時ころまでかけて、陥没した道路の補修工事が完了しました。町会、ご近所の皆さんからも、「この道路は、車が頻繁に通る」「道路のひび割れが目立つ」「大森町商店街でも、2年前前、トラック事故を巻き込む陥没事故が起きていた、もっと、調査をしてほしい」などの意見、

要望が出されました。

### 事故の原因について

道路の陥没が起きた原因について、詳しくは現在調査中とのことですが、下水道の取り付け管が破損し、そこから水がでていて、土壌が緩くなり陥没したとのことでした。

### 今後に向けて

大田区は、道路の空洞化調査を5年間かけて行い、数日前に終了したばかり。今回陥没した場所は、2年前に調査が終了し、その時の調査結果は異常がないとのことでした。2年間のうちに劣化したこととなります。一度調査をしたからといって安心できることではない事がわかりました。

また、下水道管は、現在塩ビ管に代わってきていますが、この場所はまだ陶器管のところでした。

これから、下水管を安全なものに交換することなど含め、安全対策を都や区に働きかけていきます。皆さんの身近にも気になることがありましたら、声をかけてください。



### 道路の補修について

バス停近くを歩いている方が、アスファルトの盛り上がったところにつまずいて転びそうになりました。すぐに、区の担当者に連絡したところ、都道でしたので、第二建設事務所が対応してくれました。「事故がなくてよかったです」と地域の方が喜んでくださいました。



←道路のくぼみ



←平になりました

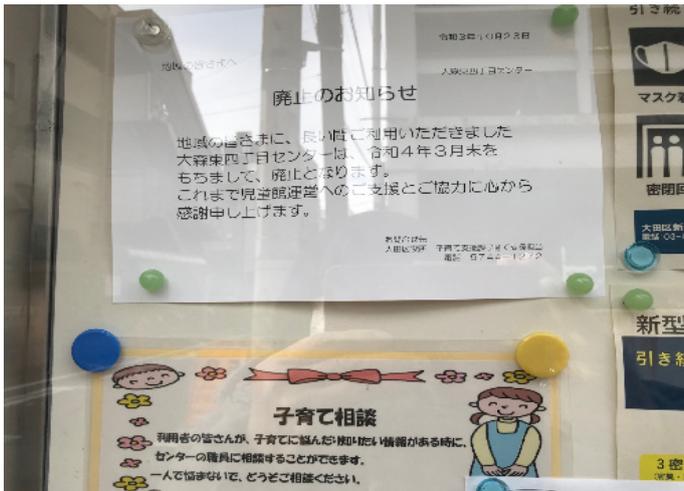
## 大森東四丁目センターが廃止になります。

第4回定例議会では、大森東四丁目センター（児童館・学童）の廃止条例が子ども文教委員会に出されました。

### 大森東四丁目センターの歴史

この建物には、「児童館」「老人いこいの家」が一つの建物に入っています。なぜ「児童館」を使わず、大森東四丁目センターの名称なのか・・・

この地域は、空港近隣のため



の防音対策費が東京都などから出されたことにより設立された施設です。そのため、特定行政目的の施設（例えば児童施設、高齢者施設）として助成金が使えず、一般行政施設として設立されたことから名称がセンターとなったようです。大森東4丁目の地域には児童施設、高齢者施設がなかったことから、名称はセンターを使用しつつ児童施設（学童、児童館）高齢者施設としました。（T元児童館長より情報提供）

### 学童保育事業について

昭和60年開設で中富小学校、大森第四小学校の児童が通っていました。現在、区は学童保育をそれぞれ学校の教室を使う事業に移行していますから、中富小学校の児童は、中富小学校内の学童に移行し、大森東四丁目センターには、大森第四小学校の児童（定員50人）のみになっています。今年度で、大森第四小学校の改修工事が終わり、来年の1月から第四小学校の中に学童保育が移行するので、廃止するというものです。また、大森南児童館で行っていた学童保育（定員70人）は廃止し、大森第四小学校内に移ります。定員は一挙に120人になります。120人の学童保育をどのように行っていくのか、児童一人一人の居場所が確保できるのか心配です。運営は民間事業者です。

### 乳幼児、中学生対応について

乳幼児や中学生の対応をしていた児童館機能は来年4月から廃止になります。児童館には、地域のボランティアの方が関わっており存続を求めましたが、近隣の児童館を紹介し、利用者の皆さんの理解を得られたから廃止することです。近隣の方々は、「子どもの声が聞こえない地域になってしまう」とい

### う声がでていきます。なぜ廃止になったのか

区は、財政不足として、経費削減、効率化を進めています。また、区民、利用者には決めるから説明をするという、押し付け以外ありません。区民合意のない廃止は認められません。しかし、賛成多数で議会では決まっています。

私の子ども3人は、大森東四丁目センターにお世話になりました。子どもの様子に変化が見られた時等連絡ノートに子ども様子が書いてあったり、アドバイスいただいたり、クリスマス会、お餅つき大会など親子で楽しむ行事にも参加させていただきました。思い出の詰まった大森東四丁目センターの廃止は、許せません。

## 法律相談

1月13日（木）

時間 午後2時から  
場所 すがや郁恵事務所

大田区大森西5-6-11  
☎03-3768-5844  
◆一人で悩まずご相談ください